

3 今後の取組

① 公正・透明な行財政運営の確立

本県のコンプライアンス推進の取組では、これまで主に職員の不正に直結しやすい経理処理の適正な確保を中心に、その対策に取り組んできたところです。

しかし、最近では、職員の不注意による事務誤りが行政運営に対する県民の信頼を損ねる事案も出ていることから、今後は、各職場の主体的な取組と職員一人ひとりへの効果的な働きかけ（浸透）と併せ、事務誤りを防ぐ仕組みづくりに取り組んでまいります。

② 組織・人材改革

職員の能力向上に向けた研修の実施などについては、これまでの取組を着実に進める一方、千葉県行政改革審議会の提言を受けて、引き続き職員の生産性向上に向けた組織マネジメントの強化やワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

更に、平成28年度から施行される地方公務員法の改正の趣旨を踏まえ、人事評価制度の見直しを行うとともに、評価結果を反映するための方法も見直します。

また、地方独立行政法人制度については、国の動向や本県の特性をふまえて検討を進めます。

③ 仕事改革

ICTを活用した事務事業の見直しや、入札・契約制度の改善などは概ね計画どおりに進捗していますが、規制改革など十分な取組がなされていないものについては、更なる検討を進め、具体的な取組につなげます。

また、民間委託の推進や多様な主体との連携などについては、現在の取組を進めると同時に、より効率的で質の高い公共サービスの提供を目指し、アウトソーシングの手法とその活用を調査・研究します。

④ 資産改革

今後、多くの県有施設で老朽化と建替え需要の増大が見込まれます。「公共施設等総合管理計画」の策定をはじめとして、行政サービス水準の維持に配慮しつつ、より適切な資産マネジメントを進めてまいります。

債権管理の適正化については、現在、試行として回収困難な債権の管理業務を弁護士に委託しているところですが、その委託の範囲を拡大するなど、税外収入未済額縮減の取組を強化してまいります。また、債権管理基準の策定について検討を進めます。